

平成 29 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。こうした中、証券モニタリング²の役割は、金融商品取引業者等³が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委は、平成 29 年 1 月に公表した第 9 期中期活動方針において、リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立を掲げ、金融庁関連部局と連携して取組みを進めてきている。

今般、平成 29 事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた⁴。

1. 証券モニタリングの取組方針

(1) 金融商品取引業者等を巡る環境

金融商品取引業者等を取り巻く環境は、家計金融資産の半分以上が現預金となっている状況に大きな変化が見られないなど、顧客基盤に広がりが見られない中で、従来からの顧客層の高齢化が進展しており、主力の取扱商品の変更などビジネスモデルの見直しが重要な経営課題となっている。

このような状況の下、金融商品取引業者の中にはグループ会社間の連携を強化すること等により、顧客基盤の拡大を図る動きもあるが、こうした動きは潜

¹ 平成 29 事務年度は平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

³ 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、証券モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

⁴ 証券監視委は、平成 28 年 10 月、それまでの「証券検査基本方針」、「証券検査基本計画」を改め、金融庁が策定した「金融行政方針」を踏まえた金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針等を「証券モニタリング基本方針」として公表している。

在的な利益相反のリスクも高めている。また、一連の国際金融規制の強化と市場環境の変化を踏まえ、ビジネス戦略を大きく変更した金融商品取引業者も存在する。加えて、サイバー攻撃の脅威が増大し、ITシステムの安定稼働が喫緊の経営課題となっているほか、FinTech といった新しい金融サービスへの取組みも重要性を増している。

(2) 証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は延べ約 7,000 社となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しており、効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を的確に把握することが重要となっている。

こうした中、証券監視委では、昨事務年度から本格的に導入した全ての金融商品取引業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを踏まえ、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していくこととする。

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策の策定につなげていくこととする。

さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有⁵し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(3) 昨事務年度の取組み

昨事務年度は、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目した検証を行ってきた。特に、証券会社や投資運用会社に対しては、各社の規模・特性に応じて、提供を受けた資料の分析・ヒアリング等を通じてガバナンスや3線管理の状況に重点を置いて検証を行ってきた。その結果、証券会社については取締役会等における議論の活性化や社外取締役による監督機能の強化等について課題が認められ、また、投資運用会社については利益相反管理態勢の整備状況等に課題が認められた。

一方、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、対象業者数が多数に及ぶことから、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、必要に応じてオンサイト・モニタリングを実施することで問題の早期発見に努めてきた。

⁵ 昨事務年度においては、より効果的なガバナンス態勢や内部監査態勢の構築等についてモニタリング先との間で問題意識の共有を行っている。

(4) 今事務年度の取組方針

今事務年度は、昨事務年度においてビジネスモデルを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性の検証を行った知見を基礎として、各社のビジネスモデルの変化に、より注視したオフサイト・モニタリングを実施し、想定される問題を検証テーマとして絞り込む等の十分なリスクアセスメントを行う。

とりわけ以下のような状況が把握され、更に詳細な実態を把握する必要がある場合には、機動的にオンサイト・モニタリングを実施していくこととする。

- ① 個別の法令違反事項や業務運営上の内部管理態勢の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

2. 業態横断的なテーマ別モニタリング事項

証券モニタリングでは、金融行政方針⁶を踏まえつつ、業態横断的なテーマ別モニタリング事項として、以下の項目について金融庁関連部署と連携して検証を行う。

- ① 顧客本位の業務運営の定着状況
- ② サイバーセキュリティ対策の十分性
- ③ 高速取引注文に係る売買審査の高度化の取組状況
- ④ マネー・ローンダリング対策（AML）、テロ資金供与対策（CFT）に係る犯罪収益移転防止法の遵守状況等

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、金融行政方針を踏まえつつ、主に以下の事項について検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ⁷

大手証券会社グループについては、国内外のビジネスの動向やビジネスモデルの変化を継続的にモニタリングするとともに、それを支えるリスク管理及びコンプライアンス態勢の適切性について検証を行う。また、内部監査や IT 戦

⁶ 金融庁は、平成 29 年 11 月 10 日に「平成 29 事務年度 金融行政方針」を公表している。

⁷ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

略の実効性確保を含め、ガバナンスが有効に機能しているかについても検証を行う。

また、3メガバンクグループの証券会社に対しては、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえ、上記に加え利益相反管理態勢等についても検証を行う。

(2) 外国証券会社

外国証券会社については、国際金融規制の見直し等を受けたグローバル戦略の変更に伴う日本拠点のビジネスモデル、収益構造及びリスクの変化について検証を行う。また、内部管理業務について、海外委託等による業務効率化を進める動きがある中、内部管理態勢の実効性が確保されているか検証を行う。

(3) 大手証券会社グループ・外国証券以外の証券会社

大手証券会社グループ・外国証券以外の証券会社については、対面営業を行う証券会社を中心に顧客層の高齢化が進む中、会社の規模、業務内容を踏まえつつ、収益構造の基盤を成すビジネスモデルの変化及びそれを適切に遂行するためのガバナンスの実効性について検証を行う。

また、株式売買委託手数料に依存した収益構造からの脱却を図り、収益源の多様化を進める動きがある中、新たに扱う商品のリスクの所在を十分検証した上で、適合性原則を踏まえつつ適切な勧誘・販売態勢を構築しているか等について検証を行う。

さらに、資本構成等に大幅な変更が生じた業者に対しては、それがガバナンス態勢やビジネスモデルに与える影響等について注視していく。

(4) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者（以下「FX 業者」という。）については、外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えて、投資者保護上の措置が十分に講じられているか、また、FX 業者自身のリスク管理態勢が整備されているか等について検証を行う。

(5) 投資運用業者

投資運用業者については、昨事務年度に実施した業務運営状況の実態把握を踏まえ、利益相反管理、商品開発プロセス及びファンド組入れ資産の流動性管理等の有効性や運用管理の実効性について経営陣の認識や関与状況を含めた検証を行う。

(6) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、引き続き顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

(7) 第二種金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者については、引き続き取り扱うファンドの出資対象事業の実態や出資金の運用・管理状況について適切に確認を行っているか、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか等について検証を行う。

(8) 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、引き続き出資対象事業の実態や出資金の運用・管理状況、またはその確認状況について検証し、特に平成27年の改正金融商品取引法施行日(平成28年3月1日)以降の業務運営状況について重点的に検証を行う。

(9) その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、金融商品仲介業者、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースの証券モニタリングを行う。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等及び捜査当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

4. 財務局等及び関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、引き続き、オフサイト・モニタリングの取組方針やオンサイト・モニタリングの計画策定から緊密に連携していく。複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討等、証券監視委の指導・調整機能を充実させていく。

また、証券監視委と自主規制機関等の関係機関の間では、引き続き緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効率的に進め、市場の公正性・透明性の確保を図っていく。

5. モニタリング先へのフィードバック

証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいはほかに模範となりうる取組み(ベストプラクティス)等については、必要に応じて金融庁関連部署と連携して、金融商品取引業者等に対してフィードバックを行い、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。